

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06-4393-6242）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	保安検査時期の変更承認
概要	液体の危険物の最大数量10,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所（下記備考欄参照）は、定期的に保安検査を受けなければなりません。災害、その他非常事態（タンク底部からの危険物漏えい等）、使用の状況等に変更が生じた等の事由により、当該時期に検査を行うことが適当でないと認められるときは、当該屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、市長が別に定める時期とすることができます。
根拠法令等 及び条項	・危険物の規制に関する政令第8条の4第2項
審査基準	・「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について（第2 保安に関する検査に関する事項）」（昭和52年3月30日消防危第56号消防庁次長通知） ・「臨時行政調査会最終答申を踏まえた危険物規制行政（検査・検定関係）の運用について（第5 一定の期間危険物の貯蔵又は取扱いが行われていない屋外タンク貯蔵所等の定期保安検査について）」（昭和58年12月13日消防危第130号消防庁危険物規制課長通知） ・審査基準は、大阪市ホームページにそれぞれ掲載されています。 （ http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000307817.html ）
標準処理期間	5日
経由日数	2日
提出先	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
提出時期	保安検査を受けなければならない時期に、災害等の事由が発生したとき
提出方法	所有者、管理者又は占有者は保安検査時期変更承認申請書（危険物の規制に関する規則 別記様式第29）による申請書を大阪市長（貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署危険物担当）あて提出してください。
手数料	なし
相談窓口	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	移送取扱所 ・配管延長15kmを超えるもの ・配管に係る最大常用圧力0.95メガパスカル以上、かつ、配管延長7km以上15km以下のもの